

旅費支給規程

(目的)

第1条 この旅費支給規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条第3項の規定に基づき、役員、評議員及び各種委員会委員又は職員（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

- 職員等が、福祉団体等の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 前項の規定に該当する場合を除くほか、他に特別の定めがある場合、その他旅費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令等を取り消された場合において、当該旅行のため既に支給した金額があるときには、当該金額のうちその者の損失となった金額で本会会長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

- 前項のうち、旅行雑費、宿泊料及び食卓料については、下表のとおりとする。

区 分		旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
			甲地方	乙地方	
1	会長及び副会長	1,500円	14,000円	13,300円	3,000円
2	上記以外の職員等	1,300円	13,100円	11,800円	2,600円

- 宿泊料の「甲地方」とは、都の区及び市制施行地域をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 都の区及び指定都市に旅行する場合の旅行雑費については、当該地域に業務により滞在する日(前泊及び後泊は含まない。)に限り、表中1「1,500円」とあるのは「2,000円」と、表中2「1,300円」とあるのは「2,000円」と読み替えるものとする。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ支給するものとし、その額は次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

- 乗車に要する運賃
- 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
- 前号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行を

する場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料
金

- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する
運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料
金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上の
もの
- 3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、本会会長が特に必要と認めた場合に限り支給
する。

(船賃)

- 第5条 船賃は、水路旅行について路程に応じ支給するものとし、その額は次の各号に規定
する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)寝台料
金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を3段階に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほ
か、現に支払った寝台料金
 - (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する行路による旅行
の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金。
ただし、本会会長が特に必要と認めた場合に限る。
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する
運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に
区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃によ
る。

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

- 第7条 車賃は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他
やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実績を支弁することができない場合には、実
費額による。
- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
 - 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを
切り捨てる。
 - 4 前各号の規定にかかわらず、公用車により旅行する場合には、車賃は支給しない。

(旅行雑費)

第8条 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その

額は第3条第2項の表による。

(宿泊料)

第9条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた定額により支給するものとし、その額は第3条第2項の表による。

(食卓料)

第10条 食卓料の額は、第3条第2項の表による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(日額旅費)

第11条 第3条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められたものについて本会会長が定める。

(在勤地内旅行の旅費)

第12条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 旅行が行程2キロメートル以上の場合には、市営バス賃の実費に相当する額
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第3条第2項の表の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第13条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃又は車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第4条、第5条又は第7条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸離1キロメートルとみなして前項第1号の規定を適用する。

(出張命令等)

第14条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する出張命令又は旅行依頼(以下「出張命令等」という。)によって行わなければならない。

- (1) 第2条第1項の規定に該当する出張 出張命令
- (2) 第2条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した出張命令等を変更(取消を含む、以下同じ。)する必要がある

ると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第3条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 4 旅行命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿又は旅行依頼簿（以下「出張命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、出張命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又は変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに出張命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 出張命令簿等の記載事項及び様式は、本会会長が別に定める。

（出張命令等に従わない旅行）

第15条 旅行者は、業務上必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令簿（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

（旅費の計算）

- 第16条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際に利用した経路及び方法によって計算する。
- 2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために実際に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあたっては400キロメートル、水路旅行にあたっては200キロメートル、陸路旅行にあたっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を越えることができない。
 - 3 前項ただし書の規定に通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
 - 4 旅行者が同一地域に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、次に掲げる額に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
 - （1）滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の1割
 - （2）滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の2割
 - （3）同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除算する。
 - 5 勤務地以外の地に居住するものが、その居所から直ちに旅行する場合における旅費の計算の起点は、当該職員の居所とする。ただし、居住地から目的地に至る旅費額が、勤務地から目的地に至る旅費額より多い時は、当該旅行については、勤務地から目的地に至る旅費を支給する。
 - 6 1日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。
 - 7 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職名の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
 - 8 国、地方公共団体又は他の団体より旅費の支弁を受ける時は、本規程による旅費は支給

しない。ただし、その受ける額が本規程による旅費額より少ない時は、その差額を支給する。

(旅費の請求手続)

第17条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前2項に規定する期間については、本会会長が別に定める。

(旅費の調整)

第18条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情によりこの規程による旅費を支給することが著しく均衡を欠くと認められる時は、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことがある。

2 任命権者は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、本会会長が協議して定める旅費を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 職員等が外国に出張した場合における旅費は、国家公務員の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第3章の規定に準じて本会会長がその都度別に定める額を支給する。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員等に支給する旅費に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。